

平成22年度再資源化等業務に関する事業報告書
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成22年度の再資源化等業務に関する事業として実施した主要なものは以下のとおり。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による再資源化等業務(1号業務)の実施

特定自動車製造業者等27社(前年度末契約社数25社、新規契約5社、解約3社)との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、外部委託を活用して行った。

平成22年度は、フロン類28千台、エアバッグ類26千台及びASR31千台の再資源化等に必要な行為を行い、3.3億円の委託料金収入を收受した。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)の実施

義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、外部委託を活用して行った。

平成22年度は、フロン類8千台、エアバッグ類6千台及びASR19千台の再資源化等に必要な行為を行い、3.3億円の再資源化料金等収入を收受した。

3. 離島対策支援事業(3号業務)の実施

使用済自動車等を自動車リサイクル法関連事業者へ引き渡す際の搬出に支障がある離島地域において、市町村が計画する運搬支援事業に対し資金出えんを実施した。

平成22年度は、前年度からの繰越金1.7億円及び特定再資源化預託金等1.5億円の出えん収入を受け、申請のあった86市町村に対し、24,971台分、1.1億円の出えんを行った。

なお、本事業の繰越金1.1億円は、再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、次年度以降に行う法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)の実施

解体自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金出えんその他の協力をを行うが、平成22年度は、出えんを要請する地方公共団体がなかったため、実績はなかった。

以上